

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和7年度第1四半期：4月～6月)

1. 犯罪情勢

バリ州警察本部の発表によれば、犯罪の大部分は夕方午後6時から翌朝午前6時に発生しているとの統計があります。もちろん、この時間帯以外にも注意を払わなくてはなりません。夜間については、より一層の注意しなくてはなりません。2025年1月から4月までの期間に、犯罪の被害者となった外国人97人が確認され、そのうち盗難、暴行、詐欺、性犯罪が主な犯罪類型です。また、バリ州では外国人45人が逮捕されています。犯罪の種類は、一般犯罪、サイバー犯罪、詐欺、麻薬違反、偽造、家庭内暴力、その他の特定犯罪に及んでいます。2024年には226人の外国人犯罪者が逮捕され、2023年の194件から増加しています。

(1) 凶悪犯（強盗・殺人・強制性交等）

ア 6月中旬にバリ州バドゥン県内のマンググ・ビーチ（Munggu Beach）付近のヴィラにおいて、侵入した犯人が銃器を発砲してオーストラリア国籍の2人を死傷させる事件が発生しました。3人の豪州国籍の被疑者が逮捕されましたが、事件の背景はまだ発表されておらず、現時点では、金銭目的の犯行か、怨恨による犯行かなど、詳細は未だ不明です。在宅時であっても施錠等を行って侵入防止対策をし、安全のための三原則である「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」を念頭に行動してください。

自らの身に同様の事件が発生した際には、抵抗することなく身の安全を第一に考えた行動を取り、付近で銃声などが聞こえた場合には不用意に様子を見に行くことなく、できる限りその場から離れましょう。離れられない場合は、一時的に安全な物陰（銃弾を止めることができる厚みのある遮蔽物）に隠れてください。

イ 比較的安全と言われる配車アプリですが、過去には配車アプリの運転手に刃物で脅され金品を奪われる事件などの凶悪事件が発生しています。到着した車がアプリ上で表示されたナンバーと異なる等があった場合には利用を止める等注意を怠らないでください。

ウ 引き続き、バリ島において公道でスピードを出し合うオートバイギャング等の存在が報道されています。彼らは交通量の少ない夜間に活動する他、しばしばグループ同士の衝突や暴力行為に荷担していると言われており、刃物等で武装している場合もあるようです。警察も夜間の警戒を強化していますが、夜間、特に深夜の外出は十分注意するようにお願いいたします。

ます。また、外出時など、警察による職務質問等で身分証明書の提示を求められる可能性がありますので、身分証明書を携行してください。

(2) 一般犯罪（窃盗・詐欺等）

ア いわゆる「お金見せて詐欺」について5月に未遂が1件、サヌールのグラントハイアット付近で報告がされています。過去の事案と似ているのは、

- ・欧米系の年配家族
- ・ドバイから来たと言っている
- ・日本のお札を見たい

といった点です。

イ 日本出発前にe-VOAを申請・支払したところ、査証が取得できていなかったり、高額な金額を請求される事案が引き続き発生しています。

正規サイトのアドレスは「<https://evisa.imigrasi.go.id/>」です。

顧客から申し込みの情報を得て登録を代行するという合法的なビジネス、いわゆる代行サイトも多くあります。VISA取得のためのRp500,000に業者が取得代行費用として、費用を上乗せ請求しますが、この取得代行費用が高額である旨の相談も引き続き寄せられています。

e-VOAを取得の際に、公式サイトや信頼できる代行業者を選択することが重要ですが、過大請求などの被害にあった場合にはクレジットカード会社に連絡して返金等の相談をしてください。

ウ ひったくり・置き引き事件

転倒するなどして大ケガにつながるひったくり事件や置き引きについて数件の報告がありました。

クタ・チャンゲーエリアにおいて、首からかけていた金のネックレスを引きちぎられるという窃盗事件が何件も発生しています。

バイクで走行中に後方から近付いた別のバイク乗車の犯人に停止させられ、ネックレスを引きちぎられて窃取される事件も発生しています。

貴重品が外部から見える状態にあることは犯罪者から狙われる目印となりますので、十分ご注意ください。

バイク運転中に携帯電話を窃取される事件も発生しています。また、歩きながらの携帯電話使用は注意力が散漫になりますので極力行わないようにしましょう。

エ ATMでの被害

ATMカード挿入口に細工をしてカードが入らない状態にし、利用者が戸惑っているところに、背後から助けるふりをして暗証番号を盗み、カー

ドをすり替える手口で 1 億ルピア以上の預金を盗まれる事件が発生しています。A T Mの利用は銀行内等の安全な場所を利用するようにしてください。

(3) 薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人が関連する薬物犯罪についての報告はありません。

一方で、警察等は取締りを強化しています。違法薬物に手を出してはいけません。薬物犯罪はインドネシアにおいては死刑を含む厳罰が科される重罪です。

薬物取引のひとつの形態として、街路樹などに薬物の入った入れ物（封筒など）を貼り付けておき、購入代金を支払った客にその場所を教えて取りに行かせる受け渡し方法が報告されており、そのような薬物使用者を対象とした警察のおとり捜査も行われているようです。

樹木やその他の場所に置いてある（張り付けてある）不審物を不用意に手にすることは思わぬトラブルに巻き込まれかねません。

現時点で邦人のそのようなトラブルは報告されていませんが、不審物などに触ったり近づいたりしない様、十分ご注意ください。

(4) 入国管理法・国外退去処分等

外国人の取り締まりを強化するとの警察発表があり、その一環として、バリ州知事と入管総局バリ州事務所は SatpolPP や Pecalang (伝統自警団) が入管と協力していくことを発表しています。資格外活動などの取り締まりも強化していると報道されています。ご自身の滞在許可について再度確認し、「今までは大丈夫だった」等と安易に考えずに確実に滞在許可を取得してください。

インドネシアにおいては外国人であっても身分証明書の携行が法律で義務付けられています。旅券（パスポート）等の身分証明書は必ず提示できるようにしてください。原本紛失時に備え、携帯電話の中に身分証明書の写真データ等を保存することもご検討ください。

(5) 日本へのお土産（日本での検疫）

検疫上インドネシアから日本国内への肉類の持ち込みは原則としてできません。肉製品などの畜産物を日本国内に違法に持ち込んだ場合、300 万円以下（法人の場合 5000 万円以下）の罰金又は 3 年以下の懲役が科せられます。逮捕事例も発生していますので、お土産等で日本国内に持ち帰らないでください。

3. テロ・爆発物事件情勢

- (1) 当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報はありません。しかし標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所、観光地等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等自身の安全確保に努めましょう。
- (2) 2024年は前年に引き続きインドネシア国内においてテロ攻撃事案は発生しませんでした。しかし、これは治安機関等が多くのテロ容疑者を摘発した結果、発生しなかったと言われており、インドネシアがテロの発生しない安全な国になったわけではありません。引き続き注意が必要です。

テロは組織的なものの他、ローンオフエンダーと呼ばれ国外での事件等の影響を受けた個人が行うテロも世界各地で発生しています。国外のテロ情勢も含めて情報収集と警戒に努めてください。

4. デモ・抗議活動等

バリ州では、小規模なデモや集会が散見されています。デモ等に遭遇した時は絶対に近寄らないように注意しましょう。

5. 交通事故等

(1) 交通事故

バリ州警察本部の発表によると 2024 年のバリ州での交通事故による死傷者は 11,177 人でこの内死者は 622 人となっています。2023 年の死亡者 655 人であり、ほぼ同数の件数となっています。この内外国人の関わるものは 23 件で死亡は 12 件となっています。

昨年の 12 月には邦人旅行者が歩行中にバイクにはねられ死亡する事案も発生しています。車やバイクによる無謀な運転による事故は安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故を防げません。危険を予測し、危ない運転をしている車には近づかないなどの防御運転が必要です。また、比較的安全とされるタクシーに乗車中の交通人身事故も発生しています。助手席はもちろん、タクシーの後部座席乗車であっても、乗車ベルトは必ず装着して乗車して下さい。

(2) 船舶事故

事故や故障が原因の転覆等で乗船者が死亡する事故が多く発生しており、6 月上旬にはペニダ島において観光船が転覆・沈没する事故が発生している他、船の火災なども多く発生しています。しかしながら、船舶の運行会社には安全性に疑問のある会社も多くあるのが現状です。信頼性のある代理店、運行会社選びは非常に重要です。

船などに救命胴衣が備え付けられていなかったり、乗船名簿が作られていなかったりする安全意識の乏しい運航会社も多くある他、保険加入も進んでいないと言われています。乗船前に不安を覚えたら乗船しないことも視野に入れて慎重に行動してください。

(3) 水難事故

ダイビング直後に体調を崩し亡くなる事案が発生しています。早急な救急救命のためには、海外旅行傷害保険の情報や親族等による治療費の保障が必要になる場合があります(治療費の支払い保証が医療機関へ伝達されないと言と治療を開始してくれない場合があります)。これらの情報について、日本の家族やダイビング会社に共有する等の対策をしてください。

また、マリンスポーツは保険適用外である場合があります。ご加入の保険はその適用範囲について確実に確認して下さい。

6. 自然災害

(1) 地震

大きな地震は発生していませんが、発生した際は余震の恐れがあります。携帯電話アプリ (Info BMKG) や BMKG (気象気候地球物理庁) の Instagram や Web サイトなどでの情報収集に努めて頂くと共に、関連する災害や事故に巻き込まれないよう身の安全の確保に努めて下さい。

緊急備蓄遺品、ハザードマップの確認や緊急時の集合場所について家族で話し合ってください。また、当館作成の資料をご確認ください。

「安全の手引き (自然災害対策)」

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100604543.pdf>

また、被害にあった方、または被害にあった方を認知した場合には、総領事館にご連絡下さい。

(2) 気象

雨期が間もなく終わろうとしています、土砂災害や倒木の被害が引き続き発生しています。木が倒れて走行中の車が下敷きになる死亡事故は毎年数多く発生している他、観光地においても倒木が発生して犠牲者が出ています。

(3) 火山

東ヌサ・トゥンガラ州フローレス島の Lewotobi Laki-Laki (レウオトビ・ラキラキ) 山が断続的に大きく噴火しています。その影響でングライ空港を含む広い範囲で航空便の欠航や空港閉鎖が発生しました。遠隔地の噴火でも影響を受けることがあります。警戒レベルも頻繁に変更されますので、「Magama Indonesi」等、インドネシア当局から最新情報の入手に努めてください。

7. その他の感染症情報

(1) 狂犬病

当館管轄州において今年に入って日本人を含む人への感染情報ありませんが、バリ島において犬の 80%は狂犬病ワクチンを接種していないとの報道があり、当地は依然として狂犬病へのリスクが非常に高い状態です。狂犬病ワクチンが不足する時期もあるようですので、動物に噛まれない対策を取ると共に、噛まれる等した場合には医師の診断を受けて指示に従いましょう。

また、ウルワツ地区においてサルによる口咬事案が多発しており、狂犬病のリスクは犬だけでなく、感染している他の哺乳類からの危険性もあることに十分ご注意ください。

(2) デング熱等

雨期は例年デング熱等の蚊が媒介する感染症の患者が増加します。蚊に刺されないことが対策の基本となります。自宅周辺で蚊が発生する水たまりを極力減らすこと、虫除け薬の使用、長袖長ズボンの着用等が対策とされています。

8. 対日感情

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。しかし、上記 1. (4) のとおり、外国人による犯罪や迷惑行為に厳しい目が向けられています。バリ州知事から発出された「国の安全や公共の秩序を守り、文化的で品位のある質の高いバリの観光を実現するため、外国人観光客の義務として法令厳守やバリの伝統を敬うこと等の義務項目、禁止項目」を守ってください。(以前は義務 12 項目、禁止 8 項目でしたが、「観光税の支払い」が義務に追記され、義務 13 項目、禁止 8 項目となりました。) これらに違反する外国人観光客に対しては、有効な法令に従って制裁や法的手続き措置を取るとされています。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題

報告はありません。

10. その他

(1) パスポート紛失

パスポート紛失が多く発生しています。空港到着時やホテルチェックインなどのパスポート提示の際に発生することが多いようです。パスポートを提示した際には必ず返却されたかを確認してください。また、紛失が確定した際には早急に当館へご連絡ください。

(2) 海外旅行傷害保険の加入

邦人旅行者が滞在中に重度の体調不良となって入院するケースが以前より継続して散見されます。

当地においては、医療は非常に高額（100 万円以上）であり、前金や保険会社の支払い保証がなければ治療してもらえないことが一般的です。

旅行に際しては、海外旅行保険への加入を強く推奨いたします。クレジットカードに付帯する海外旅行保険は、適用される条件が厳しく、保険金額も低い傾向があります。マリンスポーツは保険適用外の場合がありますので、規約を必ずしっかりと確認してください。

(3) 日本旅券申請から交付までの必要日数の増加

2025年3月24日から、旅券の作成方式変更（日本国内で集中作成）により、全ての旅券は申請から交付までの期間がこれまでの原則3業務日から、1ヶ月程度に変わりました。お持ちの旅券の有効期限を確認いただき、更新が必要な場合には早めの申請をお願いします。

(4) 交通違反

交通違反での検挙についての報道が目立っています。改造車両の運転や無免許運転、無謀運転は現に慎んでください。日本で取得した運転免許証はインドネシアでは有効ではありません。運転すれば無免許運転です。日本で取得した国際運転免許証もインドネシアでは有効ではないので、運転すれば無免許運転です。

(5) ドローンの持ち込み、飛行許可について

ドローンの飛行には趣味目的や業務目的関係なく、航空法令やその他様々な厳しい規制がありその規制を理解せずに安易に飛行させることは大きなリスクを伴います。

最終的な判断・ルール変更はインドネシア側に決定権があるため、インドネシア側の機関に確認することをお勧めします。

また、ドローンの電池（リチウム電池など）の航空機持ち込みについても、発火の恐れから航空会社の厳しい規定がありますので、こちらは航空会社への問合せ、確認をして下さい。

法令による規制にあたらなかったとしても、その土地毎による管理者が個別に禁止していれば当然ながら飛行させることはできず、飛行させた場合は、ドローンの没収や破壊、神聖な場所を穢したことによるお清めの儀式費用の高額な請求などが想定されます。

飛行させる場所の管理者にも個別に確認した上で許可を得る事が必要です。（了）